

## 秩父広域市町村圏組合水道事業広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、秩父広域市町村圏組合水道事業（以下「水道事業」という。）が作成する印刷物等に広告を掲載し、又は水道局が所有する財産に広告を掲示すること（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定め、水道事業の財源を確保するとともに、圏内住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、広告掲載とは、第3条の各号に掲げるそれぞれの広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品受入等）を用いて、民間企業等の広告を掲載・掲出等することをいう。

### (広告の媒体)

第3条 広告掲載は、次に掲げるもののうち、管理者が適当と認めるものについて行うものとする。

- (1) 水道事業が作成する広報印刷物及び封筒
- (2) 水道事業がインターネット上に公開しているホームページ（以下「水道局ホームページ」という。）
- (3) 水道事業が所有する財産
- (4) その他広告掲載が可能と認められるもの

### (広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告として不相当であると管理者が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。

### (申込者の範囲)

第5条 広告掲載の申込みをすることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの

- (3) その他管理者が適当と認めた者  
(募集等)

第6条 管理者は、広告掲載の募集を行うときは、募集の期間その他必要な事項を、水道局ホームページ、水道だより等により周知するものとする。

- 2 広告掲載を希望する者は、前項の期間内に広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、管理者に申し込むものとする。
- 3 広告掲載の申込みが多数の場合は申し込み順とする。
- 4 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
  - (2) 風俗営業類似の業種
  - (3) 消費者金融
  - (4) たばこ
  - (5) ギャンブルにかかるもの
  - (6) 社会問題を起こしている業種や事業者
  - (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
  - (8) 占い、運勢判断に関するもの
  - (9) 興信所・探偵事務所等
  - (10) 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
  - (11) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
  - (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
  - (13) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
  - (14) 各種法令に違反しているもの
  - (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
  - (16) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
  - (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
  - (18) 広告掲載申込者に係る団体が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるもの、又は当該団体の代表者若しくは構成員が暴力団の構成員であるもの若しくは暴力団の利益となる活動を行うもの
  - (19) 水道料金等を滞納している事業者

(掲載の可否の決定)

第7条 管理者は、前条第2項の規定による申込みがあったときは、この要綱及びこの要綱に基づき定める基準により、広告掲載の可否を決定する。

2 管理者は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載・非掲載決定通知書(様式第2号)により、当該広告掲載を希望する者に通知する。

3 管理者は、広告掲載を可とする決定を受けた者(以下「広告主」という。)と広告掲載に係る契約を締結するものとする。

(掲載料)

第8条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)の額は、当該広告の種類に応じ、別に定めるものとする。

2 広告主は、掲載料を管理者の指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることができなかつたときは、掲載料を還付することができる。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(掲載の決定の取消し)

第10条 管理者は、水道局の事業運営上支障があるとき、広告主が指定の期日までに広告の掲載料を納入しなかつたとき、その他広告掲載に係る契約の条項に違反したときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(審査機関)

第11条 広告掲載に関し必要な事項を審査するため、広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員長は水道局長、副委員長は次長、委員は各課所長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第12条 委員会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員会が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができな

い。

- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月11日から施行する。